

第1回 米の農産物検査等検討会

平成18年10月6日（金）

農林水産省総合食料局

平成18年10月6日（金）

於・飯野ビル8階第1会議室

第1回 米の農産物検査等検討会

農林水産省総合食料局

目 次

1. 開 会	1
1. 挨拶	1
1. 議 事	2
(1) 開催要領について	3
(2) 資料説明	4
(3) 意見交換	1 5
1. 閉 会	3 4

開 会

○吉田流通加工対策室長 定刻になりましたので、ただいまから、米の農産物検査等検討会を開催致します。

委員の皆様におかれましては、御多忙のところ、御出席いただきましてありがとうございます。

総合食料局 流通加工対策室長の吉田でございます。しばらくの間、進行を務めさせていただきます。

本日は、初めての会議でございますので、委員の皆様を御紹介させていただきます。お手元にお配りしております資料2「米の農産物検査等検討会 委員名簿」を御覧いただきたいと思います。

まず、宮城大学事業構想学部長の大泉委員でございます。大泉委員には、本検討会の座長をお願いしております。

日本チェーンストア協会常務理事の小笠原委員でございます。

全国消費者団体連絡会事務局長の神田委員でございます。

日本米穀小売商業組合連合会理事長の長谷部委員でございます。

全国農業協同組合連合会米穀部長の原委員でございます。

株式会社ぶった農産代表取締役の佛田委員でございます。

全国米穀販売事業協同組合常務理事の古橋委員でございます。

財団法人全国瑞穂食糧検査協会理事長の山口委員でございます。

主婦連合会副会長の山根委員でございます。

挨拶

○吉田流通加工対策室長 総合食料局佐藤次長から一言御挨拶を申し上げます。

○佐藤総合食料局次長 おはようございます。総合食料局次長をしております佐藤と申します。農産物検査等検討会の開会に当たりまして、一言、御挨拶申し上げます。

今日は大変な雨の中御出席いただき心から御礼申し上げます。

私の方からは、この検討会の趣旨をお話すべきではないかと思っております。

話は4年前に遡るわけですが、平成14年10月に「米の表示等についての検討会」がございました。大泉先生には、座長として御尽力いただいたわけでございます。

この4年前の検討会で幾つかの検討項目の整理がなされたわけですが、その中で、米については、例えばコシヒカリ100%とあっても、どうしても他の品種が混ざってしまうという点が指摘されたわけでございます。勿論わざと混ぜるわけではなく、どうしても産地段階で他の品種が混じってしまう。それを検査の上あるいは表示の上でどうするかという指摘がなされました。

そのときに、実際どの程度混じるものなのか、その水準を検証の上、対応を検討してはどうかということになったところでございます。

その後、平成16年産及び17年産の2か年にわたりまして、DNA分析により、実際どの程度異品種の混入があるのかを調査し、その結果を取りまとめました。今回は、まずそのことを御紹介し、その上で、米について検査をどうするか、表示をどうするかを検討していただくため、「米の農産物検査等検討会」を立ち上げ各委員に御参加をお願いしたところでございます。

申し上げるまでもなく、米というのは我が国にとって重要な品目でございますので他の農産物とは違う特殊な重要性があると思っております。

その米の表示をどのようにするのか、消費者に対して情報提供をするのかという表示のあり方が非常に世の中から注目されているわけですが、この検討会は、重要な問題を議論していただくことになると思います。

委員の皆様におかれましては、有意義な検討会となるよう忌憚のない御意見をお聞かせ願えれば幸いです。

どうぞよろしくお願い申し上げます。

議 事

○吉田流通加工対策室長 次に、農林水産省からの出席者を紹介させていただきます。

次長の隣は、皆川食糧部長でございます。

こちら側は、島田消費流通課長でございます。

また、座席表にもございますとおり、本検討会には、消費・安全局表示・規格課及

び生産局農産振興課から担当官が出席しております。

次に、資料の確認をさせていただきます。

まず、資料1と致しまして、「米の農産物検査等検討会開催要領」でございます。

次に、先ほど御参照いただきました資料2が、「米の農産物検査等検討会委員名簿」でございます。

資料3が、「米の農産物検査について」でございます。

資料4が、「これまでの関係者からのヒアリングによる意見」でございます。

資料5が、「米の農産物検査等検討会資料」の参考資料でございます。

その他、参考資料1と致しまして、「米の表示等についての検討会とりまとめ（平成14年10月）とその対応状況」でございます。

最後に参考資料2と致しまして「平成14年米の表示・検査制度の見直しの方向（米の表示等についての検討会とりまとめ）」でございます。

以上が、本日お配りしている資料でございます。皆様よろしいでしょうか。

(1) 開催要領について

○吉田流通加工対策室長 次に、資料1「米の農産物検査等検討会 開催要領」について御説明させていただきます。

書いてあるとおりでございますので読上げさせていただきます。

「米の農産物検査等検討会」開催要領、1趣旨、米の検査・表示制度については、平成14年10月、米の表示等についての検討会報告「米の表示・検査制度の見直しの方向」が取りまとめられており、この中で、不可避的に生じる意図せざる混入の水準を検証の上、一定の許容範囲を設定・表示すること等の必要性が指摘されている。

また、平成16年産米及び17年産米の農産物検査の品種証明について、DNA分析による品種判別調査を実施したところ、産地段階での異品種混入が明らかになっている。

このため、「米の農産物検査等検討会」を開催し、米の農産物検査における異品種混入限度の設定の是非等を検討する。

2 座長、検討会に座長を置く。座長は、検討会の議事を運営する。

3 運営、検討会は公開とする。検討会の資料は、会議の終了後、ホームページ等に

掲載して公表する。検討会の議事概要については、会議の終了後、委員の了解を得た上で、ホームページ等に掲載して公表する。検討会に係る庶務は、総合食料局消費流通課において行う。

以上でございます。

(2) 資料説明

○吉田流通加工対策室長 それでは、ここからは、大泉座長に議事の進行をお願いしたいと思います。

なお、恐れ入りますが、カメラ等による撮影はここまでとさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

○大泉座長 大泉でございます。以前「米の表示等についての検討会」の座長をさせていただきました。今回はコンタミ等の問題に関して議論することになりますが、新たな状況を踏まえて判断をしたいということでございます。

私の方で会を進行してまいりたいと存じます。まず、資料3「米の農産物検査について」及び資料4「これまでの関係者からのヒアリングによる意見」について、島田課長から説明をお願いします。

○島田消費流通課長 それでは、まず資料3「米の農産物検査について」に基づきまして、米の検査の現状、米の表示の現状について御説明し、その上で、資料4に基づき、米の生産、流通関係者、そして消費者の方々から、検査と表示に関する問題について御意見を頂戴しておりますので、その御意見について、御説明したいと思います。

まず、資料3でございます。1ページ目を開けていただきますと、米の農産物検査の役割が載っております。

農産物検査法に基づきます米の検査につきましては、米の公正かつ効率的な取引を行うための規格取引の根拠として、また小売段階においては、JAS法に基づく米の表示の根拠として使われているということでございます。

下の方に表が載っておりますが、農産物検査、これは米の出荷段階で農産物検査員が目視で判定の上、登録検査機関が証明を行うという形で行われます。品位規格、整粒割合等主に玄米の物理的性状により1等、2等、3等という等級を格付けし、併せて、産地品種銘柄、これは産地は都道府県名を、品種は、例えばコシヒカリ、ササニ

シキといった品種名を証明する。また、産年は18年産米ということ証明するわけ
でございます。

この農産物検査による規格を用いることによって、産地と米販売業者との間、そし
て米販売業者間で規格取引が行われています。農産物の場合、卸売市場に代表される
ように、現物取引とか、見本取引というのが多いわけですが、米の場合、農
産物検査による規格がはっきりしていることによって、取引コストとしては最も安い
規格取引を可能にしているということが言えます。

また、右の方でございますけど、小売段階ではJAS法に基づく玄米及び精米品質
表示基準において表示の根拠として用いられており、米の表示に関しましては、よく
3点セットと言われますように産地と品種と産年ということが重要な情報として表示
されているわけでございます。

2ページ目でございます。農産物検査でございますけども、かつては国営検査、国
の公務員が農産物検査官として検査証明を行っていたわけですが、平成12
年度の農産物検査法の改正によりまして、18年度からは完全に民間の登録検査機関
に移行することとされました。

それにつきまして、右の方に表を載せておりますが、まず米の検査数量(%)と書
いてございますが、これは民営化の進捗率、数量ベースの進捗率を示すものでござい
ます。17年度末時点におきます米の検査数量のうち99.97%が民間の登録検査
機関によって担われております。99.97%でございますので、当初18年度から
完全民営化ということ想定したわけですが、ほぼ1年前倒しの17年度か
ら完全民営化できたと考えております。

登録検査機関は、今現在全国に1,387ございまして、農協系が約半分を占め、
非農協系、米屋さんとか出荷業者団体の方々が残りの半分を占めております。また、農
産物検査員の方が12,000名養成されており、量的なものは検査数量でも、
登録検査機関の数でも、農産物検査員の数でも当初の予定よりも達成度合い
が高くなっており、1年早く完全民営化が達成されたというわけでございます。

次に、質の問題でございますが、米販売業者の民営検査の評価として、今日委員と
して参加していただいております古橋委員がおられます全国米穀販売事業協同組合に
おいてアンケート調査が行われております。

その米の卸売業者の方々に対するアンケート調査結果でございますが、17年産の

検査証明の内容につきまして、「総対的にみて適正」というのが13%、「総対的にみて概ね適正であるが、一部に甘いものがある」というのが79%となっております。一般に米販売業者さんの方は米の買い手、また、米の検査は、出荷段階、売り手段階で行われているということがありますから、どうしても買い手サイドの評価というのはどちらかという辛い目になるという傾向があると思われませんが、「総対的にみて適正」と「総対的にみて概ね適正であるが、一部に甘いものがある」というのを合わせますと92%となり、その民営検査の質の方も合格ということが言えるのではないかと考えております。

また、下の方に社団法人日本精米工業会のアンケート調査、これはどちらかという規模の大きい米の卸売業者さんが中心となっているところでございますが、大体こども、「妥当である」が16%で、「概ね妥当であるが、一部に甘いものがある」というのが64%でこれを合わせますと80%ということですから、先ほど御説明しました全国米穀販売事業協同組合のアンケート調査と概ね同様の傾向が出てるのではないかと思っています。

その次に3ページ目でございます。農産物検査の産地品種銘柄の証明でございます。この銘柄証明につきましては、農産物検査員の玄米の形状の目視による判定を基本として実施しております。この場合、農産物検査員は玄米の形状の判定が基本となっているわけでございますが、これに付加的な情報として生産者の申告ですとか、生産者の品種別作付状況等を事前に把握しており、これを補完情報として用いまして、品種の証明を行っております。

それから②でございますが、米の出荷段階での目視による産地品種銘柄の証明については、米の場合、出荷が集中する収穫期に大量流通するという特徴をもっており、短期間に証明を行わなければならない、朝出荷されたものを午前中には産地から消費地に送らなければならないというような状況もございます。また低コストで鑑定を行う必要があるわけもございます。現在、米の検査に係る費用というのは60kg当たり50円、30kgの紙袋ですと25円という費用で行われております。短期間かつ低コストで鑑定をすることを条件とすれば、やはり目視による鑑定が最も実用的な手法であり、これは、将来的にも変わらないと思っております。

4ページ目でございますが、こうした農産物検査員の目視による品種判別について、16年産米と17年産米についてDNA分析による品種判別の調査を行いました。そ

の結果を右の方に並べております。16年産16,989点、17年産16,443点と17,000点弱のものを全国網羅的に調査を行った次第でございます。その結果、農産物検査証明、農産物検査員の目視による判断とDNA分析とが一致したものが、16年産におきまして98.1%、不一致だったものが1.9%でございました。17年産におきましては、99.2%が一致、不一致が0.8%でございました。これによれば、目視によって品種判定をしているもののうち98ないし99%のものが、一致しております。ですから、異品種混入が起こる発生確率はというと1.2%ということが言えるのではないかと考えております。

16年産のサンプル数は、20品種を対象としておりますので、地域別あるいは品種別の状況というのが捉えにくかったということがございまして、17年産におきましては10品種に絞った上で、地域別、品種別の状況が把握できるようサンプリングに工夫を行いました。

その下の方の表ですが、地域別状況あるいは品種別状況として置いてありますのは、17年産の結果でございます。北海道におきましては、異品種の混入が認められたものが2.5%。全国平均が0.8%でありましたので、その発生確率からいうと全国平均の3倍という高い発生確率でございました。ただ、北海道の場合は、発生確率は高かったわけですが、濃度が低い。下の方の異品種の混入程度でいえば25粒中1粒から3粒といったような低濃度のものが多い。その一方で、都府県の方は、発生確率は0.3%から1.0%、平均でも0.8%というような発生確率としては低いわけですが、そこで発生しているものは、どちらかという混入濃度が濃い。例えば25粒中13粒以上、過半のものが異品種であったり、あるいは生産者の品種の誤記入又は品種の取違えだと思いますが、全く違う品種が入っていたということがございました。北海道は、発生確率は高いが、濃度は低い。逆に、都府県は発生確率は低いけれども濃度が高いというような特徴が、これから分かった次第でございます。

5ページ目でございますけれども、異品種混入の原因について調べたものですが、異品種の混入が確認されたものについては、原因をできるだけ遡及するように致しました。この結果、複数品種を生産している農業経営における収穫機、乾燥機、籾摺機、調製機といった作業機内での混入がまず考えられます。右の方に地域・品種による収穫期例というのを書いてますけれども、北海道の場合、大規模稲作が多いということもあり、リスク分散のため、いろんな品種、複数の品種を植える。あるいは収穫期の

ピーク平準化のために複数の品種を植えるというようなことがございます。ほしのゆめ、ななつぼし、きらら397という現在の北海道を代表する3品種は、収穫期のピークが2日、3日の違いであり、収穫労働が最も大変な時ですから、収穫機、コンバインの中での混入が起こっていると考えられます。宮城においてもひとめぼれとササニシキなどが作付けられています。これもひとめぼれとササニシキのピークが3日位しか変わらないということがございます。それに対して、左の方のイでございませけれども、都府県で典型的に見られたのが、生産者の不注意・勘違い、最たるものが種子の品種の違い、あるいは田植えのマットに違う品種のものが混ざってしまったといったようなもの、あるいは都府県においても作業委託で小規模農家が大規模農家に収穫労働を委託するケースが増えてきているわけですが、その場合、作業委託時に作付け品種を間違えてオペレータに伝えてしまったというような例がございました。こういったことを考えると、異品種の混入程度、濃度が低いものが、複数品種を生産している農業経営における作業場のコンタミネーションと言えらると思ひます。逆に濃度が高いものは、生産者の不注意及び勘違いといったようなものではないかと考えております。

右の下の方の表でございませけど、稲作生産において不可避免的に発生する異品種混入の可能性はどれ位かということをお試算しておひます。

先ず、播種から育苗、移植までの段階でございませけども、想定される混入機会として、種子そのものがコンタミネーションを起こしている可能性、といひますのは、購入種子の割合は全国平均で83%でございませして、その残り17%のものが自家採取種子を使っているということでありませます。自家採取種子について、仮に4%の濃度で異品種混入を起こしているとする、17%かける4%で0.7%のものが種子段階ですでにコンタミネーションを起こしていると考えませして最大混入率を1としておひます。播種機でございませけども、構造上、上から入れた種子を下から落として播種するものですから、構造上ほとんど残留というのは考えられなひ。田植機におひてもマットごとに管理されていれば、勘違いしなひ限り機械的混入の度合ひはなひということにございませます。

生育中でございませけれども、花粉飛散による交雑、稲の場合風媒花でございませるので、花粉の飛散は50m位が考えられませます。隣で違う品種を植えている場合、それが胚の部分に違うDNAが入ってしまうという可能性がありませして、その交雑が考え

られます。

また、前作漏生種子ということで、収穫期のこぼれ落穂が翌年に発芽する、あるいはひこばえによって二次的に生産されたもみが、翌年に生えてくるというようなことが考えられます。ただこれは、どれ位前作と本年作で品種が交代されているか分かりませんから、一応混入率としては不明として置いておきます。

収穫労働におけるコンバイン内での異品種混入でございます。現在売られている最新鋭の機種ですと、コンタミネーションが非常に起こりにくい。例えばクリーニングがしやすいような構造のものもあるようでございます。農家自身は低コスト生産を求められていることもあり、コンバインなどの使用年数は15年といったことが平均的になってきております。15年前のコンバインですと、どうしてもコンバイン内の清掃がしにくいということもあり、1%程度の品種切り替え時における残留が起こり得るということです。これに対し、収穫労働に使うトラックですと、清掃が荷台で容易ですから、混入の可能性は低いということが言えます。

そのほか乾燥・調製段階でも、乾燥機、籾摺機、調製機の最新機種においては先ほどコンバインで申し上げましたように、最近ではクリーニングしやすい構造になっていきますけれど、乾燥機の場合、コンバインよりもさらに使用年数が長くて20年から25年使うケースが多く、昔の機種はクリーニングがしにくいということから、品種の切替時の残留があるのではないかと。そうした場合、全体で4%くらいのもので混入の可能性として考えられるということでございます。

その次のページは、米の表示についてまとめてございます。JAS法に基づく表示につきましては、名称、原料玄米、内容量、精米年月日、販売者を表示することが義務付けられております。

右の方の表でございますが、米の購入、入手先を見ていきますと、量販店のシェアが高まっており、逆に米穀専門店のシェアが低くなっている傾向がございます。

米穀専門店から購入する場合ですと、店の人との対面によって情報を得つつ米を入手するということが考えられるわけでございますが、量販店ですと、どうしても表示を見て表示を頼りに買うという傾向が強いのではないかと。それで右の方の下のグラフでございますが、米購入時における消費者の選択基準でございます。産地品種が48%、価格が41%、食味が37%を占めておりますが、このうち食味というのも、概

ね産地、品種で判断されていると考えられますので、この産地、品種といった表示の重要性が、量販店のシェアが高まるにつれて重さを増していると考えています。

7ページ目でございます。原料玄米の表示方法は、まず単一銘柄を使う場合、農産物検査法に基づく証明を根拠と致しまして、産地、品種及び産年を表示するとともに、使用割合について100%と表示することが義務付けられているということでございます。

次にブレンド米についてでございますけれども、農産物検査法に基づく証明を根拠と致しまして、任意表示ではありますが産地、品種及び産年を表示することができます。ブレンド米の場合、複数原料米という表示だけで良いということでございますが、そのブレンド米の原料について産地、品種及び産年の表示を行う場合は、銘柄ごとに%表示でその使用割合を示すこととなっております。

次に資料4でございます。農産物検査と表示について、これまで関係者の方々からいただいた御意見をまとめたものでございます。

先ず、農産物検査に関する御意見でございますけれども、産地品種銘柄証明におきまます異品種混入限度の設定についてでございます。

異品種混入の限度を設定すると、意図的な混入を誘発する危険が増すのではないかという意見がございます。その一方で、先ほど説明しました、16年産、17年産のDNA分析による品種判別コンタミネーションの調査によりますと、意図的でないが不注意や不十分な管理による異品種混入が相当程度あるということが明らかになったわけでございます。こういった状況におきましては、混入限度、許容限度を設けることが異品種混入の抑止策として機能するのではないかという意見がございました。

また、こういった限度を設ける場合、許容限度以下であっても意図的な混入は許容されるものではないということをしっかり明示すれば、意図的な混入を誘発する危険はさらに下がるのではないかという意見がございました。

そして、仮に異品種混入限度を設けることとした場合、考慮すべき事項と致しましては、まず、稲作生産における不可避免的な異品種混入の程度、実態でございますが、4%程度は考えられ得るということでございます。

それと②のイに書いてございますが、米の検査規格の品位項目における異種穀粒及び異物の混入の許容限度ということでございます。右の上の方に農産物規格規程を載せてございますが、もみですとか麦、あるいはもみ及び麦を除いた異種穀粒が一定程

度許容されています。また、異物として稲わらとか、もみ殻でございすけど、こう
いったものについても一定程度認められております。このうち麦の混入の許容限度を
設けましたのは、平成元年の規格改正でありまして、これは当時、転作麦が増えてき
たということがあり、転作麦について稲のコンバインを共用することによって生産コ
ストを下げるということが必要だということによるものです。

現在、稲作については、担い手への施策の集中ということで大規模化を促進しよう
と考えております。大規模な稲作経営を考えますと、北海道で見られるように、やは
りリスク分散、あるいは収穫労働のピークの平準化のために、複数の品種をつくる
ということが当然必要になってくるわけでございます。そういう意味では、異品種混入
の限度を設けるというのは、稲作の構造改善を進める上でも必要なのではないかと考
える次第でございます。

また、コシヒカリについて産地品種銘柄証明を行うとき、概念上ササニシキが1粒
入っている場合、その品種証明はできないということになっているわけでございます。
よく皮肉られることなんですけども、麦が入っているのに、コシヒカリの中にササニ
シキが入ったらだめなのか、ということでございます。これは、あくまでも今の農産
物検査が、農産物検査員の目視、かつてはこれしか方法がなかったということもあつ
て、これに基づいてやっていることでございますので、人が1粒見つけるというこ
とは、ある程度のコンタミネーションがあるということでもあるという風に考えており
ます。

あと3番目ウでございますけども、DNA分析の精度ということでございます。D
NA分析について、次の2ページ目にまとめてございます。右の方の図でございます
けども、定性分析、これは特定の品種であるか否かを判定する方法、コシヒカリであ
るか、イエスかノーかという判定でございます。試料を50g、約2,500粒採取
致しまして、これをすり潰しまして、ここから溶液を取りまして、DNA分析を行
います。それに対して定量分析、これはどれくらいの濃度で違う品種が混じっているか
ということ調べる、濃度の測定分析でございます。この場合、一般的に行われてお
りますのが25粒試料を採取致しまして、1粒、1粒コシヒカリかササニシキかとい
った判定を行い、25粒中何粒違う品種の米粒が入っているかという判定方法でござ
います。

下の方に書いてございますが、我が国で現在米のDNA分析を行っている主要な分

析機関は、5社ございます。ここで定量分析方法として用いておりますのは、20粒、25粒、48粒、あと50粒法といった25の倍数を用いるというのが多ございます。

もちろん試料の粒数を増やせば、統計学的には、分析精度が高くなるわけですが、粒を増やせば増やすほど分析に時間がかかる、また費用が嵩むということがございます。分析機関によりますと、費用、時間と精度の両立の観点から、25粒法を採用するというのが一般的でございます。

この5社でございますけど、すべての機関共通しているのが25粒法を採用しているということでございまして、事実上、DNA分析の定量分析につきましては、25粒法がスタンダードになっているのが現状でございます。

1ページ目の方にお戻りいただきまして、ウでございますけど、定量分析、濃度を測る時の方法として25粒法が一般的でありますと、25粒中1粒あれば4%、2粒あれば8%ということで、その濃度の測定は、4%きざみということになるのが現在のスタンダードでございます。

それと、エで書きましたが、他の意図せざる混入限度ということでございます。右の下の方に載せてございますが、意図せざる混入の限度例がございまして、遺伝子組換え農産物、大豆ですとかトウモロコシですとかの場合、5%という上限値が設けられてございます。

この上限値というのは、下の方の参考に書いておりますが、分別生産流通された遺伝子組換え農産物、この場合、JAS法上の表示は、「遺伝子組換えのものを分別等」と書き、義務表示ということになっております。また、分別生産流通管理されていない農産物、これについては、「遺伝子組換え不分別」と書くことが義務付けられております。分別生産流通管理された非遺伝子組換え農産物、これについては、「遺伝子組換えでないものを分別等」と書くことが任意表示となっております。この限度が、分別流通管理した上でのことでございますけども、その非遺伝子組換え農産物の中に、承認された遺伝子組換え農産物が入っても良い限度として5%が設定されておるということでございます。

次3ページ目でございます。こういった米の農産物検査について、もう一つ御意見がございましたのが、現在、品位等検査、1等、2等、3等という検査でございますけれども、こういったものについても現在農産物検査員の目視によって行われているわけですが、客観性を高める観点から穀粒判別器を積極的に採用すべきでは

ないかという意見がございました。

また、穀粒判別器については、整粒割合に主として使うわけですが、測定対象によって、誤差の発生が異なるということから、その品種を限定するとか、その使用の拡大については更に検討する必要があるという御意見がございました。

これが米の農産物検査に関する御意見でございました。

4 ページ目からは、米の表示に関する御意見でございまして、現行の米の表示につきましては、農産物検査法に基づく農産物検査証明を根拠と致しまして、「産地・品種・産年」の表示を行っています。これにつきまして、JAS法の場合、表示の基本原則に従い、表示実施者の自己責任という意見がある一方で、表示の真正性を確保する観点から、引き続き第三者による認証が必要との意見がございました。

米の場合、農林水産省で毎年600点程、小売段階の米を買って参りまして、この表示と異なる品種混入の有無を調査しております。それによりますと、大体8%から18%、17年は18%のものが混入ということが確認されたという実態がございました。

こういう実態から、表示の真正性の確保から、第三者による認証が必要とする意見の方が多数を占めているということだと思っております。

その場合、5 ページでございしますが、表示の真正性を確保する観点から第三者による認証を必要とした場合の認証方法についてでございます。

米の場合、玄米は規格取引が一般的であり、大宗の米が農産物検査を受検しているという状況にかんがみれば、第三者による認証の方法として農産物検査を用いることが最も合理的で一番良いとする意見、また、農産物検査と同等の信頼性が認められるものについては、農産物検査と同様に認めてもいいのではないかとする意見。

一つは、種子証明、これは種子について都道府県による証明を受けた種子、これを用いて生産されたものなら良いのではないかとする意見があります。ただ、農家は種子証明を受けたものであっても、複数のものを作っていると、取り違い等があり、それだけでは駄目だとする意見もございます。

あと一つは、生産情報公表JAS、登録認定機関による認定を受ける制度でございまして、これは右の下の方に、生産公表JAS規格が載せてございます。下から4行目のところでございますけど、米のような農産物に関しては、どこで収穫されたか、ほ場等の所在地の特定、また、いつ生産されたか、どのように生産されたか等の生産

情報について認定を行うという制度でございます。

品種については、付帯的な情報ということで、この中に入っていますが、対象として品種が義務付けられているわけではなく、あくまでも任意ということでありまして、これを使う場合については、品種の取り扱いの格を上げるような改正が必要になるのではないかと考えております。

それと3番目に、DNA分析でございます。DNA分析というのは非常に普及し、広く認識されてきて、これを根拠とすることができるのではないかと意見がございました。ただ、DNA分析については、分析キットが今400万円位で売られているという実態がございます。そうすると第三者機関による認証としては、分析機関によって精度が異なってくる恐れがあり、それで大丈夫かといった御意見がございました。確かに、分析精度の話ですけど、0.01%とか、理論上非常に細かなところまでDNA分析で可能になっていまして、そういう、限界に近いところを求める場合については、分析機関による分析の差というのが出てくる可能性が強うございます。その一方で、混入限度の限界水準の設定によっては、これを根拠とすることは可能ではないかとする意見がございまして、例えば5%とか、そういったレベルにおいては、普通の化学的知識をもっている人が1週間程度の研修を受ければ、それが可能であり、可能であるから400万円程度で売れるようになってきたということでございます。この混入限度の設定によっては、DNA分析は使える可能性があるんじゃないかという意見が強うございました。

そして最後、ブレンド米と単一銘柄米の表示の方法でございます。(3)でございますが、現在JAS法上、単一銘柄米については、農産物検査を根拠にして「100%」という表示を義務付けられているわけでございます。仮に農産物検査に異品種混入の限度を設定した場合、単一銘柄米の使用割合について、「100%」と表示を義務付けていることと齟齬が生じる。仮に農産物検査で4%とか5%といった混入限度とした場合、そこに出てくる産地品種証明を受けた玄米は、96%以上とか、95%以上はその品種が入っているということになるわけございまして、具体的な数値ではなく、例えば「単一銘柄使用」といったような表現に変えるべきではないかという意見が多数を占めていたように感じております。

その一方で、農産物検査法に基づく証明を受けたもののみを使用しているのであれば、検査段階での異品種混入の有無にかかわらず、「100%」表示を認めるべきで

はないかという意見もございました。これはあまり多くはなかったと感じております。

それと、ブレンド米の使用に関してでございますけども、現在、60%とか、40%とかの%使用の表示になっているわけでございますが、何割といった表示に変えるべきではないかという意見がございました。70%も7割も数学的には同じことなんですけども、7割といった場合、70%以上80%未満のものは7割と表示してよいというのが表示のルールのものでして、若干そこのアローワンスが大きいということになろうかと思えます。

それと②で書きましたが、使用割合は表示せず、産地品種銘柄を加工食品の表示と同様に、使用割合の多い順に表示すれば良いのではないかという意見がございました。

豆菓子例で書いておりますが、落花生、米粉、でん粉、植物油等を、重量が多い順に書けば良いというのが加工食品の原材料名の表示でございます。特にブレンド米などは、もともと食味の割に価格が安い、価格の割に食味が良いということが求められているのに、表示若しくはその管理水準によってコストアップになっている矛盾というような指摘がございました。

こういったところが、農産物検査の現状及び表示、そしてこれに関する関係者の御意見でございました。これについて御審議をいただければと考えている次第でございます。

○大泉座長 ありがとうございます。

(3) 意見交換

○大泉座長 それでは、皆様から御質問、御意見をいただきたいと思えます。

まず、不可避免的に発生し得る異品種の混入について、農産物検査に一定の許容限度を設けることに関し、御質問、御意見をいただきたいと思えます。

自由に御発言いただいて結構ですが、いかがでしょうか。

○原委員 全農の原でございます。島田課長の方から御説明いただいた資料3の中でございますけれども、御存知ない方もいらっしゃるかと思いますので、私ども生産サイドとしての取組みを御紹介させていただきたいと思えます。

資料3の4ページ目のところで、農林水産省でDNA品種判別調査をした結果が出ておりますが、実は私どもJAグループは、計画流通制度がなくなり、JAが取扱う

米をどういふふうにしてお客様に認知していただくのかということの中で、16年産米からJA米の取組みを行っているところです。JA米と申しますのは、まず一つは、種子が証明された種子であること、基本的にはJAから種子を購入していただくということであり、JA以外から種子を購入する場合でも種子証明を付けていただくということが基本でございます。さらに農産物検査を受ける、それから栽培履歴が記帳されていることの3つが要件でございます。

16年産米から取組みを致しまして、16年産米は200万トン弱でございましたが、17年産米で約280万トン、18年産米では出荷契約段階で300万トンを超えるというような状況になってございます。

JA米の取扱いにつきましては、生産記録、検査等が必要ということでございますが、卸様に買っていただくときに、私共のJA米は将来的にJAグループが取扱うスタンダードのお米ということでございますので、生産者の皆様は、種子を購入するコストとか、生産履歴を記帳する手間隙とか、そういったものがそれぞれかかるわけでございますけれども、この分を高く売るといふことにはならないわけでございます。

そういう中で、一般米との格差を50円ということで、卸様と色々話をさせていただきながら、2年間取り組んできました。そのJA米も量が増えましたので、18年産米からは一般米はJA米より300円安いという販売価格にさせていただいており、県によっては、さらに生産者手取りにそれ以上の格差をつける県もあるということでございます。

そういうことで取組みを進めているところであり、JA米はすべて卸様に買っていただくことを前提に作っている米でございますが、そういう取組みをしてきた中でも、この4ページ目に見られるように、異品種の混入が見られるということでございます。

多分この中にはJA米としてはい付けされたものの中からも出てきたのではなかろうかと思っておりますが、相当コストをかけて努力を致しても、16年、17年がこういう結果だっことを御理解いただければと思います。

ほっとしておりますのは、17年産米の方が不一致の比率が低くなっており、JA米の拡大の努力の成果の一つではないかと感じているところであります。

○大泉座長 ありがとうございます。努力の結果が現れているようでございますが、まだ異品種の混入があるという御意見でした。

次の方ございますか。

○長谷部委員 長谷部でございます。農林水産省の説明を聞きまして、私の感想なり意見を述べてみたいと思います。

本年度から農産物の検査が民営化されたわけでございますが、さらなる適正な検査が重要であることは誰もが問題意識をもっているところであります。

今後、国の適切な指導によって、公正かつ厳格な検査が行われるようお願いを致したいと思っております。

農産物検査についての意見でありますけれども、先ほどからお話があるますように、止むを得ない異品種混入については、農産物規格に一定の許容限度を設けることが必要ではないかと考えます。

なぜなら、生産段階はもとより、精米段階等で相当努力をしても止むを得ず異品種の混入があるということは、現実の問題になっているからでございます。

また、農産物検査の玄米規格に異種穀粒、異物までも一定の混入限度が実態的に設定されているということにも考慮すべきではないかと思えます。

異品種混入限度については、適当な数値データが必ずしもあるわけではありませんが、先ほどの参考資料にもありますように、大豆等の遺伝子組換え農産物の混入限度が5%ということも念頭に置いて、これ以内で適当な限度数値を設定してはいかかがかと、そのように思っております。

また、米の表示について、産地、品種、年産の3点セット表示の根拠については、現行のとおり農産物検査の証明が、その表示の根拠にするということが、合理的で適切ではないかと思っております。

さらに関連して、具体的な表示に当たっては、単一銘柄の使用割合については、現行の100%のような数値ではなく、単一銘柄使用というような表現が適当になってくるのではないかと思えます。

また、ブレンド米の使用割合についてですが、市場では、ブレンド米について、味と価格、食べてみてなんぼの世界になっているのが実態ではないでしょうか。このようなことから、先ほども申されておりましたように、加工食品の表示と同様に、あまり難しくないわかり易い、例えば使用割合の多い順に表示する方法に改めてみてはいかかがかと思えます。

いずれにいたしましても、私たちは、販売業者でありますので、消費者の理解と信頼にお応えする表示制度になればと、期待しております。

○大泉座長 ありがとうございます。では、次の方どうぞ。

○古橋委員 全米販の古橋です。よろしくお願ひします。まずはこの検討会を設置していただきまして大変ありがとうございます。

先ほども説明がありましたけども、平成14年10月「米の表示等についての検討会」がありまして、あれから4年経ったわけでございます。

私がまず申し上げたいのは、資料4の6ページ目であります。一番最後に島田課長が御説明されたところであります。農産物検査法と精米表示がリンクしていないということございまして、現状を申し上げますと、玄米段階でコンタミがあるということが承知されました。そういう中で、精米表示が、単一銘柄の場合は、100%表示ということは、これに矛盾するという感想であります。

そこで、仮に許容限度を決めたという時には、精米段階、現在の単一銘柄原料米の場合は、先ほど言いましたように、使用割合について100%表示ですから、整合性がなくなるということでもありますし、仮に、許容限度を決めなかったとしても、コンタミがあることが明らかですので、100%と表示することは困難です。

つまり精米段階と玄米段階との連携が取れていないということでもありますので、是非このところを御検討をお願いして、進めていただきたいということでもあります。

○大泉座長 ありがとうございます。他はいかがでしょう。

○山根委員 まず大前提としまして、意識的な混入とか、表示のごまかしといったことは絶対許されるべきではないと思います。

意図せざる混入というのは理解できますし、100%ではないのがわかっているのに、100%と表示するのはやはりおかしいと思いますので、それはなくして、許容範囲を決めるということは賛成です。

その数字が5%がいいのか、4%でもいけるのかというところは、もう少し皆さんの意見も聞けたらいいと思います。

続きまして、単一銘柄使用というのと、ブレンド米を何割といった割合の表示にするのも賛成です。

感じますことは、私も色々勉強させていただきまして、お米のことが少しずつわかって参りましたし、DNA分析というものも、お金のかけ方によって精度、結果が違ふということも最近知った次第で、そういうことをもっといろいろ消費者にもアピールいただきたい。一番今思いますのが、ブレンド米の理解を広めるに当たっても、消費

者が産地などにこだわるということが、こういう表示の検討でもいろいろ引かかることもありますので、そういうところも考えていただけたらと思います。

○大泉座長 ありがとうございます。他の方いかがでございましょうか。

○神田委員 まず異品種混入のことについてでございます。今も山根委員からもございましたけれども、私も今日御報告を聞きまして、これまで意図せざる混入の水準の検証ということでやってこられた、その状況をお聞きしまして、そうなっているのだということがわかりました。

先ほどの御説明では、総合的にみて4%は考えられるということでございますので、そのあたりが妥当なのではないかと思えますけれども、考え方としまして、異品種混入の問題は、安全性の問題とは異なり、消費者にとっては、食味にどう影響があるのかとか、あるいは価格で、消費者は高いものを買ったはずなのに、安いものが入っていたとかということで、非常に不満があるわけです。異品種混入の問題は、価格の問題と食味の問題ということで、消費者の視点からいくと問題があるのではないかなと思っています。

4%、5%がどうなるかわかりませんが、この範囲ですと、おそらく食味に影響がないのかどうか、そのあたりの状況がわかれば教えていただきたい。

また、実際に市販されているお米の銘柄とお米の価格が、どんなふうに売られているのか、どのあたりが一番売れているのか、そういう辺りもこういったことを判断する上で必要なデータではないかと思えます。

作っている人には申し訳ないんですけど、あまり食味が変わらないのに、1%、2%のコンタミの話をするのもばかばかしいという気が致しますし、もう少しそのあたりのデータがあれば、より確信をもって判断できると思います。

○大泉座長 どの程度混ぜれば味が変わってしまうのかということですね。事務局の方から何かありますか。

○島田消費流通課長 食味の話は、人によって取り方が違うので、なかなか申し上げにくく、言うことが難しいですけど、東京ガス研究所が平成6年に、外米を緊急輸入した時に調査をしたものがございます。

それによりますと、短粒種たる国産米に長粒種のタイ米を混ぜたものについての食味のモニター調査をやっていますが、25%混ぜたところで半分の人が味が違うとした調査結果があります。

今、ここで議論してるのは、ササニシキとコシヒカリといったような、同じ国産水稲うるち米の議論でございますので、なかなか私の方から言いにくいですが、多分5%くらいでは、余程分かる人にしか分からないというレベルではなかろうかと類推されるというふうに思ってます。

神田委員からお話のあった、価格と米の購入実態の話でございます。これはまた資料を整理させていただきたいと思えますけど、概略を申し上げますと、単一銘柄米で買っているシェアが71%、単一銘柄米にプラスして無洗米とか付加価値の付いたもの、例えば有機栽培米といったものが17%ございまして、88%のものが単一銘柄米若しくは付加価値の付いた米を購入しており、残りの11%がブレンド米を購入しているというデータとなっております。

米の平均的な購入価格、平成17年で申しますと10kg当たりで3,640円というのが総務省の家計調査の結果でございまして、単一銘柄米は比較的高い米が多くて、それに対してブレンド米というのは、3,500円以下、平均価格よりも安いところが主流で、3,000円前後のところブレンド米の場合は多いという傾向が出ております。

これは、次回にでもお米の購入の実態と、価格の関係の資料を用意させていただければと思います。

○大泉座長 佛田委員どうぞ。

○佛田委員 佛田でございます。資料3の4ページの品種判別調査結果ですけども、1万7千点弱のサンプルは、疑わしきものを調べたのか、それとも純粹に無作為に抽出して調べたのかお聞きしたいのです。

もし一般的に、單純に抽出して調べたということになると、不一致が1.9%とか0.8%、まあ、2%とか1%というレベルで、確率論から言うと非常に小さいように見えますが、例えば100万俵あれば1万俵はそうだとということになるわけです。

それが事実であれば、事実として受け止めざるを得ないわけですが、生産者の立場からいうと、北海道は、混ざった濃度は薄いけれども、結構発生割合が高いというのは、多分ライスプールみたいな共同乾燥施設が多く、それも旧型のものが多くて混入しやすいということが考えられます。それ以外のところでは、兼業農家なり個別農家の小規模な乾燥施設等があり、JA等の共同乾燥施設などは、かなり混入を防ぐ水準が高いと思いますが、そうしたときに、1.9%とか0.8%を重大な数字として認

識するか、もしくはそうではない数字とするかです。5ページに書いてあります最大混入率の確率論の可能性のことですが、種子とか交雑の話とかは分かりますが、播種機とか田植機についてゼロと言い切れるかどうか、実際我々が作業している中ではあるわけです。播種機ですと違う種を同じ日に同じ機械に通しますから、まったくゼロとは言い切れない。それから田植機も違う品種に切り替えるときに、完全に洗浄を行っているかという、実際はそうではないわけです。

それから、前作漏生作物。これについては特に昔、品種として認められたものは発芽勢の高いものが多くて、もち米や酒米は非常に漏生しやすいという実態があります。

さきほどお話にあった、コンバインについても、清掃をすればそういうことになりましたが、実態からいうとうるち米同士では、多分ほとんどの生産者の方は清掃をしないことが多いと理解した方がいいのではないかと思います。

トラックについても、ほんとにダンプみたいな綺麗にしかも完全にものが取れるものであればゼロだと言い切れるかも知れませんが、フレキシブルコンテナであったり、中にスクリーが付いていて吐き出すような運送条件の場合ですと、混入する可能性があることは否めません。

私は一番可能性として高いのは何かというと、乾燥機だと思います。私も経験がありますけど、わらくずの多いもみは、乾燥機の中を強度補強のために引っ張っている梁のところに、わらくずが長い時間かけて引っかかりそこにもみが山になってスクリーコンベアから排出されないケースがある。それが、例えば60俵乾燥できる機械で、一番下の窓から見えずに、10俵位は残るときがまれにあると考えられます。可能性としてですが、これは、乾燥機の中に引っかかっている場合、下のシャッターを開けても落ちてこない、それを確認するためには、はしごを登って、中を見ないといけません、多分これもほとんどの農家の方々は、毎年どころか、数年間中を確認しないケースが多いということなのではないかと。これはあくまでも私が感じる話なので、確認する必要があると思いますけれども、こうしたところをみても、乾燥調製段階が、一番混入する可能性があるということです。これを事実として1.9%なり、0.8%の混入をどう捉えるのか、つまり統計学的に4%以内であれば意図しない混入だということになるのかも知れませんが、乾燥機の中に10俵も溜まっていることも、ある意味では意図しないものです。窓を見れば空っぽになっているのが見えますから、それはどういうふうにか考えるのかということも必要ではないかと思

ます。

つまり、何を言いたいかという、ほとんどの農家の方は、混ざらないようにしっかりとやっていますが、混ざっている事実が起きるといことです。リスクがどう発生しているのかということをもう少し考えてみる必要があるのかなと思います。

その上で、4%がいいのか、若しくは8%がいいのか、先ほどお話がございましたけども10%未満がいいのかよくわかりませんが、メーカーさんたちが主張される混入率や実際生産段階で起きている混入率というものを、把握して考えるのがいいのではないかと思います。

特に、個別乾燥機。30石とか60石とかいうような縦型の乾燥機で発生しやすい。それから、小規模なライスセンターで旧型の場合は、もみタンクが四角形ですから、漏斗の角の部分に結構溜まることがあります。それは清掃の問題であったり、老朽化して内側が錆びてもみが流れなくなったりするためであると、私は思います。

それは結構な量になっているからこういうことが起きるのではないかと、私は推測するわけで、そこをどのように捉えるか、それは点検の仕方が悪いからだめだということなのか、それらをどう評価すべきかということではないかと思います。

北海道がそういう傾向が出ているのは、多分小規模な共同乾燥施設が多いということではないかと思います。

○大泉座長 それに対して島田課長どうですか。

○島田消費流通課長 まずは、DNA分析の品種判別調査の対象にどういうものを選んだかということですが、16年産、17年産の全国的に平均的な実態を見たいということで標本を選んでございます。

佛田委員がおっしゃいましたように、問題があるものだけを選んだということではなくて、全国的、全体を見渡すために標本を選定したものでございます。

あくまで、この1.9%とか0.8%というのは、発生したものの確率でございます。発生濃度の方は③に書いてございますように、25粒中1粒から3粒という濃度の低いものから、100%異品種だったものまでございます。

先ほど4%と御説明したのは、異品種混入の発生し得る濃度のことでございまして、これに対し1.9%とか0.8%は発生頻度、発生確率でございます。その違いがあります。

次に、5ページ目のところで、不可避的な異品種混入の可能性というところで、作

業行程別に最大混入率ということを試算しているわけでございます。これはあくまでも、例えばコンバインのタンクの中の清掃ですとか、乾燥機とか籾摺り調製機の適正な管理を前提とした上での試算でございます。

品種の切り替え時には、しっかりとした清掃が行われないと、当然コンタミネーションのリスクはあるわけでございますから、先ほど原委員がおっしゃったJA米においても、そういう品種のコンタミを起こさないように、種子証明された種子を使うとか、栽培履歴を使うとかそういうことをやっていただいております。当然にコンバインの清掃や乾燥機の清掃をやっていただくというのは、コンタミネーション防止のため必要であると考えております。

そういったことが行われた上での不可避免的に起こるものとしては4%程度が考えられるのではないかとございまして。

○大泉座長 ということ、よろしゅうございますでしょうか。他に御意見は。

○山口委員 山口でございます。異品種混入について、認めるか、認めないかということでございますが、先ほどから出ておりますように、栽培段階では異品種混入が避けられないということのようでございます。

また、調製段階でもなかなか避けられないということでございます。

なおかつ、異品種混入の場合には、栽培段階の混入も避けられないし、例えば着色粒や異物のように色彩選別機で物理的に選別して、除去するということもできないことからすると、許容限度を設けざるを得ないと思います。

今、佛田委員の言われたことからすると、説明資料よりずっと、混入濃度が高まりそうな懸念はあるのですが、資料の異品種混入の可能性は、生産局の試算ですか。

○島田消費流通課長 各種の資料に基づきまして当方で試算したものでございます。

○山口委員 異品種混入の可能性が4%という試算、しかもそれが最大限ということのようでございますが、それと佛田委員の言われたことが矛盾しないのか、するのかその辺懸念がございまして。

4%程度で収まるということであれば、おそらく、先ほどありました味にも影響しないし、もちろん安全性にも影響はございませんので、混入は許容すべきではないかと思っております。

○大泉座長 小笠原委員どうぞ。

○小笠原委員 4年前の検討会の報告に沿って混入の実態を調査してこられ、そのデ

一タの御報告があったわけでありますが、意図せざる混入の実態が明らかになり、それは止むを得ないということですので、そのことについては、何ら異存はございません。

ただ、ちょっと気になったのは、資料4の4ページの参考のところ、小売段階における米の表示と異なる異品種混入の疑義があったものというのがありまして、15年産8.4%、16年産9.3%、17年産18.0%と比率が高まっていますが、この原因を教えていただければと思います。

○大泉座長 確かに17年産が大きすぎるような感じがします。これに関してはどうですか。

○消費・安全局表示・規格課 調査の結果につきましては、このような比率になっておりますけれども、疑義がありましたものにつきましては、その全てについて原因を調査しております。

その結果、混入の原因につきましては、工場内のコンタミネーションが非常に多かったことについても確認しているところでございます。

この比率の変動でございますが、一つには分析精度の向上などもございまして、その影響が出たのではないかと考えているところでございます。

○大泉座長 他に御意見がございでしょうか。

○原委員 佛田委員から生産段階のことを詳しく述べていただいたところでございまして、コンタミネーションを完全に無くすことは、生産段階で相当努力しても難しいということでございます。

従って、そういうことであれば、異品種の混入限度につきましては、銘柄判定を検証するためのDNA分析等の基準としては必要ではないかと思われま。

ただ先ほどの課長の御説明で60kg当り50円でやっているとおっしゃいましたが、実は私どもJAグループの検査の実態は、国営検査が50円の手数料でしたので、引き続き50円というところが多いわけございまして、これではJAの検査員を養成して、給料を払ってということからすれば全然間に合っていないという状況でございます。

米価が下がっている中で生産者手取りを確保するために、各JA歯を食いしばって50円という手数料でやっているというのが大半でございます。

検査の精度につきましても、国の指導を受けながら、必死になって検査の精度を維

持しているというような状況でございまして、そこについては、引き続き国の指導をいただいて取り組んでいくという考えでございます。

そういう中で、現在も目視で検査をしておりますし、この資料にもありますように、短期間に大量に出てくるものをすぐ検査して、品質を維持するためにすぐ倉庫に入れなければならないという状況の中では、やはり私ども検査現場としましては、目視検査でやらざるを得ないと思います。

そのことから言えば、検査の項目として、許容限度を何%ということでは、今の検査は、目視の検査でございますので、非常に不可能に近いということでございます。

もち米が混じっているとか、他の穀物が混じっているとか、そういうことであれば目視でも十分できますけれども、ササニシキとひとめぼれを一瞬にして何%だというのは、人間の目だと相当無理があるということでございますので、検査項目として設定することについては、やはり問題があると検査現場を見て認識しているところでございます。

○大泉座長 ありがとうございます。今、原委員からお話があった検査のやり方と申しますか、検査の限界と申しますか、そちらに話移ってきておりますが、ここですべての委員から御意見を伺いまして、ほぼ一巡しました。

御意見を伺ったところ、不可避免的に生じる異品種混入に関しては、限度を設けるということではほぼ異論がないと感じておりますが、いかがでございましょうか。

○古橋委員 我々、許容限度を設けた場合の措置の理解が不十分なのですが。現在コンタミネーションがあることが認識されたわけですが、仮に許容限度設けた場合、佛田委員のお話でもかなりばらつきがあるということです。検査段階では、目視による検査で合格したら、その許容限度の範囲内ですよという証明がつく、今度我々のところで精米にした段階でDNA鑑定をやったらぜんぜん違っていったということになれば、これは流通段階の責任になります。

ですから、玄米段階で完璧に5%なり4%が判断できるのであれば、私は許容限度を設けるべきだと思うのですが、それが目視で検査をするということであればもう少し検討する必要があるのではないかと、精度の問題でそういう感じしております。

○大泉座長 わかりました。古橋委員の御意見は、許容限度を設けることはいいけれども、しかし、その際留意すべきことは結構あるということですが、それでよろしゅ

うございますか。

○古橋委員　そういうことです。

○大泉座長　一応、許容限度を設けるということでまとめさせていただきますが、しかし、その際にも留意すべき点が結構ありそうですので、留意すべき事項に関するもう少し御意見がありましたらお願いします。

○佛田委員　多分、私どものところのようなそこそこの規模の生産をしているところは、先ほど申し上げたことはほとんど行われていると思いますけども、そういうことができない生産者が実態として沢山いらっしゃると思います。

色々なところで指導されても、なかなかそれが実行に移されていないというのが現実ではないのかと思うのですが、例えばそのような事案が生じた時に、どのような処分、処置を生産者が受けるのかということが、問題ではないかなと思います。

その事実だけを捉まえて、直ちに公表されることになったのではいけないと思いますし、その辺が意図的であるかどうか、若しくは清掃や点検、確認を怠ったことが過失に当るのかどうか、ということをおは議論していただきたいと思います。

やはりその辺は、生産者も改善すべき行為だと思っておりますし、改善していくことが非常に重要なことであると思いますけども、実態を眺めたときにどうなんだ、ということを確認した上で、今後どういう方向でコンタミネーションの確率を極めて低い値にもっていくのかという対策をする必要があると思います。

○大泉座長　これに対しては課長の方から御意見をお聞きしたいと思います。

○島田消費流通課長　農産物検査の話で申し上げますと、現状は目視で1粒でも確認された場合は、産地品種銘柄の証明は抹消するというところでございます。

目視によるわけでございますから、一定のヒューマンエラーが考えられるわけでございます。

現在、DNA分析によるモニタリングもやっております。その場合は25粒のうち1粒でも確認されれば、当然に産地品種銘柄の証明を抹消致しました。

今は許容限度ゼロということでございますから、許容限度の水準がない限り、意図的であろうが、意図的でなかろうが混入が認められた時点で検査証明を抹消するということになります。

ここで御議論していただいていることに関して申しますれば、一定の許容限度を設けるべきではないか、そのことについて御議論いただきたくということでこの場を設

けさせていただいた次第でありまして、その場合でも、どの水準であれば許容されるのか、許容されないのかという基数的な基準設定が必要ではないかと考えております。

先ほど原委員、古橋委員がおっしゃったように、目視で%きざみの鑑定ができるのかどうかということが課題になることは、それは当然だろうと思っております。

農産物検査は、今後とも目視が基本だろうと思っておりますが、その一方でDNA分析によって濃度の測定が可能になっておる実態もあるわけでございます。

モニタリング的にDNA分析を使うということを考えれば、目視である農産物検査とDNA分析を併せることによって基数的な基準の設定も可能ではないかというふうを考えている次第でございます。

○大泉座長 神田委員どうぞ。

○神田委員 基本的なことを考えておく必要があるということでございます。御意見の中で、やるべきことをやらなかったときにペナルティーが必要なのかということですが、そういう考え方よりも、今回検証して色々なことが分かったわけですから、例えばこのとき清掃しないとどれくらい残る可能性があるといった情報を生産者や関係者に伝えていく、その中で自分が何をやるべきかを考えるということにしていけないといけないと思います。何々をやるべきで、やらなかったらペナルティーだということではないような気がするんですね。

そこは責任をもってやっていただくと、その代わり情報は、いろんなことをいろんな角度から出していくというような関係にして行く方がよいという感じがします。

○大泉座長 ありがとうございます。他にございませんでしょうか。長谷部委員どうぞ。

○長谷部委員 先ほど生産者段階でのコンタミネーションの問題が出ておりましたけれども、精米段階におきましても、これを全部掃除しろといっても、なかなか現実にはできないということです。

いわゆる石抜きを選穀機をとおりまして、それから混米機をとおりまして、精米機で精米して、精米にしてからの選穀をして、それから次に色彩選別機というのを通りまして、それでまた次に昇降機を通過してタンクに入るといような、まあ大体そういった順を追っております。この工程には前に精米したものが残っている可能性があるわけですが、精米機の馬力数、機種によっても多少違いますが、掃除といえばロールの中に残っているものを全部やらなければならないし、いわゆる昇降機の問題

もありますし、精米をするたびに細部まで掃除ということになると、日常の仕事として大変至難の業です。

JAS法による有機栽培米は、精米機を別にしなさいという決まりがありますけれども、一般精米でそこまでするのはなかなか難しいということです。

もちろん故意にやるわけではございませんが、そういう面でもコンタミネーションの問題があるということをお理解いただきたいと思います。

○大泉座長 今留意すべき事項に関して御議論いただいておりますが、許容限度の水準等についてお考えはございませんでしょうか。

コンタミネーションがあるということは、ほぼ全員の認識となっておりますし。

○長谷部委員 遺伝子組換え農産物も5%という許容の範囲がありますし、農産物検査においても異種穀粒や着色粒について、1等、2等、3等の基準がありますので、そういう面から見ても100%表示というものが引かかっているのだらうと思います。

その辺りを消費者の理解も得ながら、もうちょっと分かりやすい表示にしたらどうかと考えております。

○大泉座長 ありがとうございます。山口委員どうぞ。

○山口委員 数値目標を設けてといっても、留意するのは難しいのかと思います。

先ほど原委員から御説明がありましたが、生産段階でも混入の防止をしていくということ、精神的、道義的なものですが、そういうことを生産者にも徹底していただくという前提で、意図的混入をさせないということなのではないかと思います。

もう一つは、農産物検査は、効率的、安価に品種判定をしていくためには目視の検査が基本であると思います。

ただ目視といっても、瞬間にただ目視のみで判定しているということではなく、資料にもございますように、検査の産地主義と言われていますが、種子証明であるとか、個々の生産者の生産対応とか、出荷に当たっての生産者の色々な生産行動、出荷行動などを、検査員は念頭に置きつつ、検査段階で総合判定するということをごさいますて、目視で瞬間に判定するのだから分からないということではないと思います。

ただこれも明確に基準があつてというものではございませんで、いずれにしても総合判定でやらざるを得ないのではないか、関係者皆の努力でやっていくしかないのかなという感じがしております。

具体的な許容限度の水準でございますが、これも説明資料にいろいろ出ておりますけれども、不可避的な混入の可能性の割合が4%となっておりますことや、DNA鑑定で25粒法の場合、1粒でも4%だということ、遺伝子組換えの場合の例というのがあります。

もう一つ意図的な混入が避けられる水準、これも明確ではないにしても何かあるのではないかと思います。

あまり%を広げると、手間暇をかけてもペイするということになる可能性もあるわけですね。ですからあまり高くすると意図的な混入を誘発する可能性もあるということからすると、誘発しない限度はどの程度かということ、今申し上げましたけれども、いろんな資料を総合勘案すると5%程度というのが出てくるのかなという感じが致します。

○佛田委員 私が申し上げたかったことを簡単に申し上げますと、ここで議論しているのは、不可避的に発生し得る異品種混入ということですが、リスクコミュニケーションの視点で言うと、意図せざる混入と、不可避的に発生し得る混入ということは意味が違うということです。

つまりヒューマンエラーの部分は、意図せざる混入というものが発生して指導を受けるということになると思うので、そこはどのような対策をやっていくのかということが一つ重要なことになってくると思います。

そこで、どのように確率を許容するのか。ここでいう不可避的に発生し得る混入については、概ね4%だと定義しても、意図せざる混入がそれ以上起こる可能性があるわけですから、その定義をどうするのか。それが発生したときに、あそこは違う米を出してきたということが公になってしまって、経営に非常に大きなダメージを受けられる可能性があるのではないかとことを申し上げたいわけです。つまり、この単純な過失がどの程度容認されるのかということまで考えて定義すべきではないかと思っています。

決して努力しないということではなく、だからこそ対策をすべきだと私は思うわけで、当事者が、異品種混入の確率を理解していない現状の中にあって、現段階で定義をしてしまう時に、かなり幅をもった確率を定義しないと現場は混乱してしまう可能性があると思います。

ですから当面目標を定めて、どういうふうやっていくかを見極めることも必要で

はないかと思えます。

○大泉座長 難しい問題が出てきましたが、古橋委員どうぞ。

○古橋委員 目視検査とかですね、その他の検査があっても、それでも全部検査するわけではないですよ。

従って、仮に許容限度を設けた場合、流通段階では、納入先との間でその数値が極めて重要になってくると思えます。

そこで確認でありますけども、許容限度を決めるということは、コンタミネーションという概念ではなくて、その数値を一粒たりとも超えてはだめ、こういう認識ですか。

○大泉座長 確かに100%を95%にしたら、95%をちょっとでも割ったらだめなのかと、また同じ議論になってしまいますが、これに回答いただけますか。

○島田消費流通課長 概念的なことを申しますれば、1粒入ったらだめというのが現状でございます。農産物検査上もそうでございますし、JAS法上の表示上も100%ですから、99.9%はだめということでございます。

ただ、一定の限度を設けたとしても、そこは分析の精度の問題がございまして、DNA分析といいましても、判定の時はきざみの幅というのは出てくるし、そこはその目標とすべきものと、実態的に確認できるところの差が当然あるだろうと思えます。

ただ、今が一番厳しい基準となっているということを御認識いただければと思っております。

今は農産物検査上は、1粒たりとも混入は許容できないし、表示上も100%という表示になっているにも関わらず、実態として、1、2%の発生確率で農産物検査証明を受けたものの中にも異品種混入を起こしているという実態があります。また、JAS法の表示についても、10%ないし20%の発生確率で表示と不一致のものが見られるという実態があります。

それと、先ほど佛田委員がおっしゃったように、意図せざるものと不可避的なものが違うというのはそのとおりだと思っております。

ただ、意図はしていなくても不注意とか勘違いによって100%異品種が入っていることもあるという実態を考えますと、許容し得る水準はあると思えますが、意図的に混入したものは、水準のいかんを問わず罰せられるべきだと思えますし、動機がないからといって不注意が許されるかということ、それは問題があるだろうと思えます。

その意味におきまして、一定の許容限度を設けることが、管理水準の向上を促すとか、不注意を防止するとか、プラスに働くのではないかと考えている次第でございます。

○大泉座長 100%はちょっときついねということですね。95%にしたら、古橋委員のところは、いつも95%ばかり出してくる人は相手にしないということになるんじゃないでしょうか。商売上の取引は、道義を前提としますし、神田委員がおっしゃいましたとおり、いつもなんか変というメッセージが消費者からどんどん伝わっていくと業界も襟を正すような状況になると思います。

逆に4、5%という水準は、あえて意図して4、5%混入する意味はまったくないですよ。コストがかかりすぎて。本当は100%を目指したいんですけど、たまたま2、3%入ったというときにそれを認めましょうということだと思います。

いつも94%ということになれば、これはだめでしょうね、商売上だめだし、社会から相手にされないということになるでしょうね。

今、具体的水準等が話し合われておりますが、時間もそろそろなくなってきましたので、表示全体も含めた御議論をしていただいても結構ですが、12時30分までということにしておりますので、そのなかで御議論いただければと思います。どうぞ。

○古橋委員 誤解されると困るのでもう一度申し上げますが、私は緩くしてくれと言っているわけではなくて、むしろ厳しくしてくださいと言ってるんですね。けども、守れる内容にして欲しい。これが本意でございます。

○大泉座長 原委員どうぞ。

○原委員 許容限度を設けた場合、何%という水準の議論はまだ続くのであらうと思います。

私どもにとって関心事は、そのためにはDNA鑑定の25粒法にして、ロットはどうするのという、そこをどう定めていくのか。

私どもの関係でいえば出荷段階で、モニタリング検査をして、そのことで卸様に信用していただくというようなことの中で、モニタリングを1JA何点という基準を定めてやっているのがあります。

全農の中で統一基準を設けているわけではありませんので、産地ごとに違います。

それについても費用はかかりますし、それは生産者の皆様に御負担をいただいてやっていただいています。

許容限度を設けた場合、古橋委員と似たような心配かもしれませんが、検査漬けになるような状況が来はしないのか。今でも安全・安心に関わる検査、安全・安心に係る費用を相当負担しているわけでありまして、そのことによって、負担増になるという問題はあっていると思っております。

そこが留意事項かと思えます。

○大泉座長 山口委員どうぞ。

○山口委員 あえて留意事項を言わせていただきます。

今、原部長がおっしゃいましたが、あまり機械によるチェック、チェックということではなく、品種判定をするのが検査であるとすれば、検査をきちんとやるということがまず第一。もちろん、出荷段階で生産者がきちんとしたものを出荷するということがありますが、検査をしっかりとやるということが重要だと思えます。

民営化された検査が、検査の体制としてどうなのかというのが次の問題になると思うのですが、先ほどの資料の説明でもございましたけども、量的には体制は整った。また、質的にはどうかというと、全米販の調査のデータというものもありますが、個別に検査についての情報を聞きますと、検査の水準、あるいは程度の統一性については、登録検査機関ごと、検査員ごとによりばらつきがあり、レベルの低下があるということも聞こえて参ります。

どの程度かというのはありますけど、検査をきちんと的確に行っていくということが、今の表示制度につながるものを維持していくということでは、大切なことです。

特に、品種の判定というのは、1等、2等といった品位の格付け以上に判定能力を要求されるようでございます。

農産物検査には卓越した判定技術を要求されるということでございますので、きちんとした技術が必要になるということであり、当然その技術を維持するため、登録検査機関なり検査員が最大限の努力をして、きちんとした技術を身に付けていただくというのは当然でございますが、行政サイドの指導、監督が必要であると思えます。特に行政サイド、行政改革とか人員削減とか色々あって苦しいとは思いますが、指導を行い得る人員の確保なり、質の確保というのが引き続き必要になるのではないかと思います。

その辺について御尽力、御留意いただければと思えます。

○大泉座長 ありがとうございます。神田委員どうぞ。

○神田委員 今の山口委員の御意見にプラスして、基準値を作ることによって、先ほどの御説明にもありましたけれども、生産管理体制の水準が上がっていくとか、検査の方もきちんとするというので、そういったメカニズムが働いていくことを期待したいと思います。

混入率のことですけれども、4%というのは一定の判断基準があると思いますが、25粒の検査が一般的になっていることから考えると、4%の次は8%かなという感じがしまして、具体的には何%があり得るのか教えていただきたいと思います。

お米同士の混ざり具合と、遺伝子組換え大豆などのコンタミネーションで出てきた数字とは違うと思います。遺伝子組換え農産物が5%であるからというのを理由にするのは、違うと思います。

消費者からみると性格が違いますので、あくまでもお米に限って、この数字が妥当であるというものを出していくべきだと思います。

8%なのか5%なのか良くわかりませんが、8%だとちょっと多いという気がします。

○大泉座長 佛田委員どうぞ。

○佛田委員 私のところも食品の製造販売をしておりますが、表示の観点からしますと、重量は誤差を下と上に容認されていますけれども、実際には下回るとクレームの対象になりますが、上回ったものについては、クレームの対象にはなりにくいという実態があります。

そもそも、誤差に依存したというか、このような考え方に依存した生産、販売というところに行かないようにしないといけないと思います。

そもそも、生産というのは自己責任であって、販売するということは責任を負って売ることなんです。ということは、限りなく100%ということなんですけれども、論理的に矛盾が起きているという問題をどう端的に整理するかということ。

もう一つ、生産者はリスクコミュニケーションということを感じて生産をやったなかったという実態があると思います。つまりそこを定義することが大事で、このときにどういう議論をするか、若しくは生産の現場でも議論すべきだと思います。

不可避的な異品種混入の可能性が4%であるということを知っている生産者はほとんどいないと思いますし、それが多いのか、少ないのかということも含めて、我々も含めて改善する方向、若しくは、基本的には自己責任があるということを考えてこの

問題を考えていくべきだと考えています。

閉 会

○大泉座長 熱心な御議論をいただきましたが、時間の関係もありますので、本日の意見交換はこの辺にしたいと思います。

本日、委員の皆様方からいただきました御意見の整理につきましては、私に一任していただけますでしょうか。

(異議無しの声)

○大泉座長 それでは、本日、委員の皆様方からいただきました御意見につきましては、私の方から事務局に指示し、次回の検討会までに整理していただくこととします。

最後に、事務局から連絡事項などありましたらお願いします。

○吉田流通加工対策室長 次回の日程ですが、11月10日(金)午前10時からの開催を予定しております。正式には、追って連絡させていただきますので、よろしくをお願いします。

なお、次回につきましては、本日、委員の皆様方からいただきました御意見を踏まえ、検討会としての意見の集約をお願いできればと考えておりますので、併せてよろしくをお願いします。

○大泉座長 本日は、長時間にわたって貴重な御意見をいただき、ありがとうございました。

なお、本検討会の資料は農林水産省ホームページに掲載し、公表されることとなります。

また、会議の議事録につきましては、委員の皆様にご確認いただいた上で、発言者の氏名とともに公表することと致しておりますので御了知願います。

本日は、これもちまして閉会と致します。

－ 以上 －